

# 島根県人権施策推進基本方針の第二次改定（原案）について

人権同和对策課 H30.3.19

## 1. 改定の視点

「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」を次の視点で改定

- (1) 第一次改定以降に制定された法律、条例、計画、制度等を踏まえ追記・修正。
- (2) 人権をめぐる社会状況の変化等により、新たに発生した課題、対応の強化が求められている課題への対応を盛り込む。
- (3) 平成28年度実施した「島根県人権問題県民意識調査」の結果を施策に反映。

## 2. 改定の方針

### (1) 構成

- 全体構成は第一次改定の構成を維持
- 各説明文については上記「改定の視点」に従い追記・修正

平成20年10月第一次改定	平成31年3月第二次改定
第1章 総論 I 基本方針改定の趣旨 II 基本方針策定の背景 III 基本理念 第2章 各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 II 重要課題への対応（現状と課題・施策の基本的方向性） III 施策の推進	同 左

### (2) 各人権課題の改定

#### ①項目の見直し

- ★「性的少数者の人権」 ⇒ 性的指向、性自認(心の性)の多様性に配慮し1項目に集約
- ★「災害時の配慮」 ⇒ 災害発生時の要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)に関する項目を追加

#### ②各説明文については上記「改定の視点」に従い追記・修正

平成20年10月第一次改定	平成31年3月第二次改定
1. 女性	1. 女性
2. 子ども	2. 子ども
3. 高齢者	3. 高齢者
4. 障害のある人	4. 障がいのある人
5. 同和問題	5. 同和問題
6. 外国人	6. 外国人
7. 患者及び感染者等	7. 患者及び感染者等
8. 犯罪被害者とその家族	8. 犯罪被害者とその家族
9. 刑を終えて出所した人等	9. 刑を終えて出所した人等
10. インターネットによる人権侵害	10. インターネットによる人権侵害
① 11. 性同一性障害者の人権	▶ 11. 性的少数者の人権
12. 様々な人権課題	▲ 12. 様々な人権課題
(1) プライバシーの保護	(1) プライバシーの保護
(2) 「ひのえうま」などの迷信	(2) 「ひのえうま」などの迷信
(3) アイヌの人々	(3) アイヌの人々
(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
(5) ホームレスの人権	(5) ホームレスの人権
(6) 人身取引（トラフィッキング）	(6) 人身取引（トラフィッキング）
(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
⑧ 性的指向に係る問題	(8) 災害時の配慮

# 各論改定のポイント

## I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- (1) H28人権問題県民意識調査結果（研修の受講回数が多いほど人権尊重の意識が高い）を踏まえ研修の強化を図る。
- (2) 人権を巡る社会情勢の変化、新しい法令、制度の制定等を勘案し、時宜にあった人権課題の研修を重点的に実施する。
- (3) 学校教育においては、「人権教育指導資料第2集」（H27作成）に基づき「進路保障」の理念を人権教育の柱に据え、子どもたち一人ひとりの状況に目を向け「生徒の生きる力」を育む。

## II 重要課題への対応

※「方向性の主なポイント」の太字は新たな取り組み

項 目	主 な 課 題	方向性の主なポイント
1 女性	○意識改革、女性活躍の環境整備、DVへの対応	○ワークライフバランスの推進 ○DV対策の推進
2 子ども	○いじめの深刻化、子どもの貧困、児童虐待	○いじめ防止対策 ○子どもの貧困対策の推進
3 高齢者	○虐待(財産的虐待含む)、介護などの生活支援	○高齢者虐待防止対策 ○権利擁護の推進
4 障がいのある人	○障がいを理由とする差別や偏見、虐待、就労、生活支援	○障がいを理由とする差別の解消 ○権利擁護の推進
5 同和問題	○無関心、誤った認識による就職、結婚などの差別	○隣保館機能の充実 ○「進路保障」理念に基づく学校教育の充実
6 外国人	○日本語の理解が不足することによる日常生活等の支障	○「やさしい日本語」の普及 ○災害時サポーター等の育成
7 患者及び感染者等	○県民の感染症に対する知識、理解が不足。日常生活等に支障	—
8 犯罪被害者とその家族	○二次的な被害に対する支援体制の強化	○「島根被害者サポートセンター」との連携
9 刑を終えて出所した人等	○偏見や差別により社会復帰が困難	○地域生活定着支援センターの活用
10 インターネットによる人権侵害	○情報化の進展による人権侵害の深刻化	○モニタリング等による被害拡大防止
11 性的少数者の人権	○県民の理解が不足しており社会生活、学校等で困難に直面	○学校における取組の推進
12 様々な人権課題		
(1) プライバシーの保護	○情報化の進展による個人情報流出が深刻化	—
(2) 「ひのえうま」などの迷信	○科学的根拠のない迷信による偏見、差別の助長	—
(3) アイヌの人々	○無関心、誤った認識による就職、結婚などの差別	—
(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	○膠着状態。国民の関心の希薄化	—
(5) ホームレスの人権	○ホームレス状態にある人(生活困窮者)への対応	○生活困窮者自立支援法の活用
(6) 人身取引	○被害防止、相談体制、保護が求めやすい環境づくり	—
(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	○自立の促進、生活の安定	—
(8) 災害時の配慮	○要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)への災害時の配慮	新 規

# 「島根県人権施策推進基本方針」第二次改定スケジュール

H30.3.19

時 期	内 容
平成29年10月1日	◇「島根県人権施策推進協議会」委員改選 (任期:H29. 10. 1～平成31. 9. 30)
12月18日	★第1回島根県人権施策推進協議会開催 ※ホテル白鳥 鳳凰の間 13:30～15:30
12月22日	◇第1回島根県人権施策推進会議「幹事会」開催(県庁各主管課) ※12月18日の推進協議会を受け、関係各課に改定作業の説明 等を行い協力を依頼
H30. 3月	★第2回島根県人権施策推進協議会開催 ※「 <b>第二次改定の原案</b> 」等を提案
H30. 4月 ～6月	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「改定の原案」各課協議(4～6月)</div> <div style="margin: 5px 0 5px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村・関係団体から意見聴取(4～5月)</div> <div style="margin: 5px 0 5px auto;">↓</div> </div>
7月	◆ <b>第二次改定(案)作成</b>
8月	★第3回島根県人権施策推進協議会開催 ※「第二次改定(案)」を提案
9月	◇議会(常任委員会) ※第二次改定(案)の中間報告
10月	☆パブリックコメント ～ 12月中旬
H31. 1月	◆ <b>パブリックコメントを踏まえた第二次改定(案)作成</b>
H31. 2月	★第4回島根県人権施策推進協議会開催 ※「第二次改定(案)」を決定
H31. 3月	◇議会(常任委員会) ※島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)を報告
H31. 3月	◇ <b>島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)を公表</b>